

日医発第 974号（保険）
令和 8 年 8 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 8 年 8 月 12 日付け令和 8 年厚生労働省告示第 310 号及び令和 8 年厚生労働省告示第 311 号をもって薬価基準等の一部が改正され、同年 8 月 13 日及び同年 11 月 1 日から適用することとされました。

これを受け、令和 8 年 8 月 12 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 8 年 8 月 5 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品内用薬 10 品目、注射薬 3 品目及び外用薬 1 品目が、薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載された。

- | | | |
|---|--|---|
| [| <p>➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 310 号</p> <p>➤ 品目の概要：添付資料 3</p> |] |
|---|--|---|

- (2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ マルシロン配合錠
- ・ サデルガカプセル 25mg

- ・ キネレット皮下注 100mg シリンジ
- ・ テロメライシン注

〔 ▶ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 8 年 8 月 12 日 号外第 180 号抜粋）
 - ・ 令和 8 年厚生労働省告示第 310 号、311 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
(令和 8 年 8 月 12 日付け 保医発 0812 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新医薬品一覧表
(令和 8 年 8 月 5 日 中医協総会資料（総－2－1）抜粋)

○厚生労働省告示第三百十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示
（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 注 1 ～ 3 （略） 第 1 部～第 9 部 （略） 第10部 追 補 (6) 内 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (あ) イソトレックスカプセル 8 mg 8 mg 1 カプセル 507.90 イソトレックスカプセル16mg 16mg 1 カプセル 984.00 ウェイリズ錠400mg 400mg 1 錠 6,168.30 (さ) サデルガカプセル25mg 25mg 1 カプセル 25,023.10 ジャクスタビッドカプセル小児用 2 mg 2 mg 1 カプセル 72,127.50 ジョエンジャ錠10mg 10mg 1 錠 27,077.90 ジョエンジャ錠30mg 30mg 1 錠 102,115.70 ジョエンジャ錠70mg 70mg 1 錠 133,176.50 ゾコーバ錠25mg 25mg 1 錠 2,575.40 (ま) マルシロン配合錠 1 錠 276.90 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (か) キネレット皮下注100mgシリンジ 100mg0.67mL 1 筒 23,702 (さ) サークリサ皮下注1400mg 1,400mg10mL 1 瓶 270,495 (た) テロメライシン注 2 mL 1 瓶 3,102,489 外 用 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (ら) ローブレッサ点眼液0.02% 0.02% 1 mL 987.80	別表 注 1 ～ 3 （略） 第 1 部～第 9 部 （略） (新設)

第二条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
別表 注1～3（略）					別表 注1～3（略）				
第1部	内 用 薬	規 格	単 位	薬 価 円	第1部	内 用 薬	規 格	単 位	薬 価 円
品 名					品 名				
(あ)～(の)（略）					(あ)～(の)（略）				
(は)					(は)				
(略)					(略)				
パキロビッドパック300			1シート	<u>12,001.20</u>	パキロビッドパック300			1シート	<u>12,538.60</u>
パキロビッドパック600			1シート	<u>18,956.70</u>	パキロビッドパック600			1シート	<u>19,805.50</u>
(略)					(略)				
(ひ)～(わ)（略）					(ひ)～(わ)（略）				
第2部	注 射 薬	規 格	単 位	薬 価 円	第2部	注 射 薬	規 格	単 位	薬 価 円
品 名					品 名				
(あ)					(あ)				
(略)					(略)				
アウイクリ注 フレックスタッチ		総量300単位	300単位 1キット	<u>2,074</u>	アウイクリ注 フレックスタッチ		総量300単位	300単位 1キット	<u>2,081</u>
アウイクリ注 フレックスタッチ		総量700単位	700単位 1キット	<u>3,793</u>	アウイクリ注 フレックスタッチ		総量700単位	700単位 1キット	<u>3,809</u>
(略)					(略)				
(い)～(そ)（略）					(い)～(そ)（略）				
(た)					(た)				
(略)					(略)				
ダトロウェイ点滴静注用100mg			100mg 1瓶	<u>277,672</u>	ダトロウェイ点滴静注用100mg			100mg 1瓶	<u>311,990</u>
(略)					(略)				
(ち)～(つ)（略）					(ち)～(つ)（略）				
(て)					(て)				
(略)					(略)				
テッペーザ点滴静注用500mg			500mg 1瓶	<u>1,111,100</u>	テッペーザ点滴静注用500mg			500mg 1瓶	<u>1,175,904</u>
デュビクセント皮下注200mgシリンジ			200mg 1.14mL 1筒	<u>38,087</u>	デュビクセント皮下注200mgシリンジ			200mg 1.14mL 1筒	<u>39,549</u>
デュビクセント皮下注200mgペン			200mg 1.14mL 1キット	<u>38,238</u>	デュビクセント皮下注200mgペン			200mg 1.14mL 1キット	<u>39,706</u>
デュビクセント皮下注300mgシリンジ			300mg 2 mL 1筒	<u>51,515</u>	デュビクセント皮下注300mgシリンジ			300mg 2 mL 1筒	<u>53,493</u>
デュビクセント皮下注300mgペン			300mg 2 mL 1キット	<u>51,675</u>	デュビクセント皮下注300mgペン			300mg 2 mL 1キット	<u>53,659</u>
(略)					(略)				
(と)					(と)				
(略)					(略)				
トロデルピ点滴静注用200mg			200mg 1瓶	<u>166,604</u>	トロデルピ点滴静注用200mg			200mg 1瓶	<u>187,195</u>
(略)					(略)				

(な) ～ (に) (略) (ぬ)	(略)	(な) ～ (に) (略) (ぬ)	(略)
(略)	ヌーカラ皮下注100mgシリンジ ヌーカラ皮下注100mgペン	100mg 1 mL 1 筒 100mg 1 mL 1 キット	143,766 143,766
(ね) ～ (は) (略) (ひ)	(略)	(略)	(略)
(略)	ヒンデユラ配合皮下注 ヒンデユラ配合皮下注シリンジ	5.6mL 1 瓶 5 mL 1 筒	539,577 565,272
(ふ) ～ (わ) (略)	(略)	(略)	(略)

第三條 (特掲診療料の施設基準等の一部改正)
特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^{けつ} 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)		別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇 ^{けつ} 注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略)	
pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤 アナキンラ製剤		pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤 (新設)	

附 則
この告示は、令和八年八月十三日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和八年十一月一日から適用する。

○厚生労働省告示第三百十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月十三日から適用する。

令和八年八月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎
(傍線部分は改正部分)

改 正 後		
第十 一	厚生労働大臣が定める注射薬等 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医 が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥 濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換 え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因 子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体 ^つ 迂回活性複合体、性腺刺激 ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ マトスタチンアナログ、顆粒球 ^か コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流 ^{かん} 用灌流	第十 一
改 正 前		
第十 一	厚生労働大臣が定める注射薬等 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医 が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥 濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換 え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因 子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体 ^つ 迂回活性複合体、性腺刺激 ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ マトスタチンアナログ、顆粒球 ^か コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流 ^{かん} 用灌流	第十 一

液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₁製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルシルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカナズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキシサート製剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、ホスレボドバ・ホスカルビドバ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ

液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₁製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルシルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカナズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキシサート製剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合を除く。）、ホスレボドバ・ホスカルビドバ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ

製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロベグテリバラチド製剤、アバダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリブダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十号第二号へ及びト並びに第二十一号第二号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトログスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠LD、リバゼブ配合錠HD、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇mg、ゾキンヴィカプセル七五mg、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマリー内用液一〇mg/mL、ビルベイ顆粒二〇〇mg、ビルベイ顆粒六〇〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）、イドピンソ配合錠、ドジョルピ内用液一〇〇%及びマルシロン配合錠（一回の投薬量が二十日分以内である場合に限る。）

(二) (三) (略)

製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロベグテリバラチド製剤、アバダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリブダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、及びpH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十号第二号へ及びト並びに第二十一号第二号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトログスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠LD、リバゼブ配合錠HD、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇mg、ゾキンヴィカプセル七五mg、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマリー内用液一〇mg/mL、ビルベイ顆粒二〇〇mg、ビルベイ顆粒六〇〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）、イドピンソ配合錠及びドジョルピ内用液一〇〇%

(二) (三) (略)

保医発 0812 第 1 号
令和 8 年 8 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）等及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等が令和8年厚生労働省告示第310号及び第311号をもって改正され、令和8年8月13日及び11月1日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬10品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7 0 6 4	3 4 7 6	1 8 6 0	2 8	1 2 4 2 8

- (3) 「薬価算定の基準について」（令和8年2月13日付け保医発 0213 第3号）第3章第12節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬2品目、注射薬5品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。
- (4) 効能変更等が承認された既収載品（注射薬8品目）について、「薬価算定の基準について」（令和8年2月13日付け保医発 0213 第3号）第3章第5節の規定に基づき、市場拡大再算定又は持続可能性特例価格調整を適用し、薬価の改定を行ったものであること。
- (5) (3) 及び (4) による価格調整後の薬価は、令和8年11月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (2) 新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。
 - ・マルシロン配合錠（1回の投薬量が20日分以内である場合に限る。）

3 特掲診療料告示の一部改正について

アナキンラ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) マルシロン配合錠
 - ① 本製剤の効能・効果は、「月経困難症」であること。
 - ② 本製剤が避妊の目的で処方された場合には、保険給付の対象とはしないこと。
 - ③ 本製剤は、新医薬品として承認されたものであるが、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）の適用に当たっては、本製剤の効能・効果に係る疾患の特性や治験の成績を勘案し、特例的に当該の投薬期間制限を14日間ではなく20日間として取り扱うこと。
- (2) サデルガカプセル 25mg

本製剤は、既に薬価収載後1年以上経過している「サデルガカプセル 100mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において小児に

おける用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された医薬品であることから、掲示事項等告示第 10 第 2 号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14 日間を限度とする。)は適用されないものであること。

(3) キネレット皮下注 100mg シリンジ

- ① 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤による治療反応を初回投与 1 カ月後に評価し、全身症状が持続している場合は、用量調整(16 歳未満かつ体重 50kg 未満の患者)や治療の継続の可否を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤はアナキンラ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(4) テロメライシン注

本製品を上部消化管内視鏡下で腫瘍内投与した場合は、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表区分番号「K654」内視鏡的消化管止血術を準用して算定できるものであること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等について」(平成 28 年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 4 号)の記の 3 の(2)を次のように改める。
 - (2) ジャクスタピッドカプセル 5mg、同 10mg、同 20mg 及び同小児用 2mg
 - ① 本製剤の効能・効果は「ホモ接合体家族性高コレステロール血症」であることから、次のいずれかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - ア 本疾患に係る特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けていること。
 - イ 本疾患の診断根拠(遺伝子解析、コレステロール値、重度の高コレステロール血症の徴候等)
 - ② 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「2mg 製剤と他の含量の製剤の生物学的同等性は示されていないため、2mg 製剤はロミタピドとして 2mg を投与するときのみ使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- (2) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」(令和 8 年 6 月 19 日付け保医発 0619 第 1 号)の記の 1 の(1)中「サデル

ガカプセル 100mg」を「サデルガカプセル 25mg 及び同カプセル 100mg」に改める。

- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 5 年 3 月 14 日付け保医発 0314 第 4 号）の記の 4 の（3）中「ゾコーバ錠 125mg」を「ゾコーバ錠 25mg 及び同錠 125mg」に改める。
- (4) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 6 号）の一部を次のように改正する。
- ① 別添 1 第 1 章第 2 部第 2 節 A220－3（2）中「及びナドファラゲン フィラデノベク」を「、ナドファラゲン フィラデノベク及びスラタデノツレブ」に改める。
 - ② 別添 1 第 2 章第 1 部第 1 節 B001 の 2（2）エ中「及びナドファラゲン フィラデノベク」を「、ナドファラゲン フィラデノベク及びスラタデノツレブ」に改める。
 - ③ 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0（1）中「及び pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤」を「、pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤」に改める。
 - ④ 別添 3 区分 0 1（5）イ中「及び pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤」を「、pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤」に改める。
 - ⑤ 別添 3 別表 2 中「及び pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤」を「、pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤及びアナキンラ製剤」に改める。
 - ⑥ 別添 3 別表 3 中「pH4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤」の次に「アナキンラ製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 28 年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 4 号）の記の 3 の（2）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) ジャクスタピッドカプセル 5mg、同 10mg、<u>同 20mg 及び同小児用 2mg</u> ① 本薬剤の効能・効果は「ホモ接合体家族性高コレステロール血症」であることから、次のいずれかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 本疾患に係る特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けていること。 イ 本疾患の診断根拠（遺伝子解析、コレステロール値、重度の高コレステロール血症の徴候等） ② <u>本薬剤の用法及び用量に関連する注意において、「2mg 製剤と他の含量の製剤の生物学的同等性は示されていないため、2mg 製剤はロミタピドとして 2mg を投与するときのみ使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) ジャクスタピッドカプセル 5mg、同 10mg <u>及び同 20mg</u> 本薬剤の効能・効果は「ホモ接合体家族性高コレステロール血症」であることから、次のいずれかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ① 本疾患に係る特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けていること。 ② 本疾患の診断根拠（遺伝子解析、コレステロール値、重度の高コレステロール血症の徴候等） (新設)

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和８年６月１９日付け保医発 0619 第１号）の記の１の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
１ 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１） サデルガカプセル <u>25mg 及び同カプセル</u> 100mg （略）	１ 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１） サデルガカプセル 100mg （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和５年３月１４日付け保医発 0314 第４号）の記の４の（３）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３） ゾコーバ錠 <u>25mg 及び同錠</u> 125mg （略）	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （３） ゾコーバ錠 125mg （略）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第 6 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 第 1 章 基本診療料 第 2 部 入院料等 第 2 節 入院基本料等加算 A 2 2 0－3 特定薬剤治療環境特別加算 (1) (略) (2) カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、 <u>デランジストロゲン モキセパルボベク、ナドファラゲン フィラデノベク及びスラタデノツレブ</u> をいう。 (3)・(4) (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 第 1 節 医学管理料等 B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (2) 特定薬剤治療管理料 2 ア～ウ (略) エ アの (ロ) に規定するカルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノ	別添 1 第 1 章 基本診療料 第 2 部 入院料等 第 2 節 入院基本料等加算 A 2 2 0－3 特定薬剤治療環境特別加算 (1) (略) (2) カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、 <u>デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク</u> をいう。 (3)・(4) (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部 医学管理等 第 1 節 医学管理料等 B 0 0 1 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (2) 特定薬剤治療管理料 2 ア～ウ (略) エ アの (ロ) に規定するカルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノ

ゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン
ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、デ
ランジストロゲン モキセパルボベク、ナドファ
ラゲン フィラデノベク及びスラタデノツレブを
いう。

オ・カ（略）

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C200 薬剤

（1） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することが
できる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型
血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化
第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人
血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製
剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合
体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモ
ン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出
ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形
成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心
静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩
製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド

ゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン
ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、デ
ランジストロゲン モキセパルボベク及びナド
ファラゲン フィラデノベクをいう。

オ・カ（略）

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C200 薬剤

（1） 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与するこ
とができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型
血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化
第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人
血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製
剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合
体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモ
ン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出
ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形
成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心
静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩
製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド

ー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von

ー1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von

Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ

Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ

製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤
(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤及び pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤
(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ
プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製
剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト
リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ
キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ
トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ
ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル
製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル
スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・
グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ
リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ
リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及
びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ
ン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮
下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア
スホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ
ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ
ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、
デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・
グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル
チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von
Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル
ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ
アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ
プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製
剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト
リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ
キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ
トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ
ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル
製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル
スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・
グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ
リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ
リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及
びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ
ン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮
下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア
スホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ
ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ
ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、
デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・
グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル
チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von
Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル
ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ
アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製

剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤）に限る。

剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリプダーゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤及びp H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容

「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容

体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、
ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸
モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、
アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ
パリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ
マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、ア
バタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、ア
リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ
ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ
ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ
ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因
子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製
剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ
ブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製
剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃
縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト
トレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホ
スレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製
剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン
製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ
ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ
ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合

体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、
ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸
モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、
アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ
パリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ
マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、ア
バタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、ア
リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ
ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ
ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ
ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因
子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製
剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ
ブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製
剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃
縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト
トレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホ
スレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製
剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン
製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ
ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ
ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合

剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼアルファ製剤及びアナキンラ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
 ヒト成長ホルモン剤
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
 性腺刺激ホルモン製剤

剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤及びpH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼアルファ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
 ヒト成長ホルモン剤
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
 性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 ソマトスタチンアナログ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 ブプレノルフィン製剤 抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリブタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレプレチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 ソマトスタチンアナログ 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤 インターフェロンアルファ製剤 インターフェロンベータ製剤 ブプレノルフィン製剤 抗悪性腫瘍剤 グルカゴン製剤 グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト ヒトソマトメジンC製剤 エタネルセプト製剤 ペグビソマント製剤 スマトリブタン製剤 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤 アダリムマブ製剤 テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤 アポモルヒネ塩酸塩製剤 セルトリズマブペゴル製剤 トシリズマブ製剤 メトレプレチン製剤 アバタセプト製剤 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
--	--

アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤 プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤	アスホターゼ アルファ製剤 グラチラマー酢酸塩製剤 セクキヌマブ製剤 エボロクマブ製剤 プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤
--	--

アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤	乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤	ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤	ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤	コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤	テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤	オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤	トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤	エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤	ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤	ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインC製剤	乾燥濃縮人プロテインC製剤
メコバラミン製剤	メコバラミン製剤
ベンラリズマブ製剤	ベンラリズマブ製剤
マルスタシマブ製剤	マルスタシマブ製剤

ロザノリキシズマブ製剤 レブリキシズマブ製剤 クロバリマブ製剤 パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤 p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニ ダーゼ アルファ製剤 <u>アナキンラ製剤</u>	ロザノリキシズマブ製剤 レブリキシズマブ製剤 クロバリマブ製剤 パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤 p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニ ダーゼ アルファ製剤 <u>（新設）</u>
---	--

中医協 総－２－１
８ ８ ５

新医薬品一覧表(令和8年8月13日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	ジャクスタビッドカプセル小児用2mg	2mg1カプセル	レコルダティ・レア・ディジー ズ・ジャパン株式会社	ロミタピドメシ ル酸塩	新用量医薬 品、剤形追加 に係る医薬品 (再審査期間 中のもの)	72,127.50円	規格間調整	小児加算=5% 革新的新薬薬価維持制度	内218	高脂血症用剤(ホモ接合体家族性高コ レステロール血症)	2
2	マルシロン配合錠	1錠	オルガノン株式会社	デソゲストレル ／エチニルエ ストラジオール	新医療用配合 剤	276.90円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 革新的新薬薬価維持制度 費用対効果評価(H2)	内248	混合ホルモン剤(月経困難症)	4
3	ウェイリズ錠400mg	400mg1錠	サノフィ株式会社	リルザブルチ ニブ	新有効成分含 有医薬品	6,168.30円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=35% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 革新的新薬薬価維持制度	内399	他に分類されない代謝性医薬品(持続 性及び慢性免疫性血小板減少症)	6
4	サデルガカプセル25mg	25mg1カプセル	サノフィ株式会社	エリグルスタッ ト酒石酸塩	新用量医薬 品、剤形追加 に係る医薬品 (再審査期間 中でないもの)	25,023.10円	規格間調整	小児加算=5% 革新的新薬薬価維持制度	内399	他に分類されない代謝性医薬品(ゴー シェ病の諸症状(貧血、血小板減少 症、肝脾腫及び骨症状)の改善)	8
5	ジョエンジャ錠10mg ジョエンジャ錠30mg ジョエンジャ錠70mg	10mg1錠 30mg1錠 70mg1錠	株式会社オーファンパシフィッ ク	レニオリシプリ ン酸塩	新有効成分含 有医薬品	27,077.90円 102,115.70円 133,176.50円	原価計算方式	有用性加算(Ⅰ)A=40% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 小児加算A=10% 加算係数 〇 革新的新薬薬価維持制度	内399	他に分類されない代謝性医薬品(活性 化PI3K δ 症候群)	10
6	イソトレックスカプセル8mg イソトレックスカプセル16mg	8mg1カプセル 16mg1カプセル	サンファーマ株式会社	イソトレチノイン	新有効成分含 有医薬品	507.90円 984.00円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=20% 革新的新薬薬価維持制度	内429	その他の腫瘍用薬(大量化学療法後 の神経芽腫)	12
7	ゾコーバ錠25mg	25mg1錠	塩野義製薬株式会社	エンシトレルビ ル フマル酸	新用量医薬 品、剤形追加 に係る医薬品 (再審査期間 中のもの)	2,575.40円	規格間調整	小児加算=5% 革新的新薬薬価維持制度	内625	抗ウイルス剤(SARS-CoV-2による感 染症の治療及びその予防)	14
8	キネレット皮下注100mgシリンジ	100mg0.67mL1筒	Swedish Orphan Biovitrum Japan株式会社	アナキンラ(遺 伝子組換え)	新有効成分含 有医薬品	23,702円	原価計算方式	市場性加算(Ⅰ)A=10% 小児加算=5% 加算係数 〇 革新的新薬薬価維持制度	注399	他に分類されない代謝性医薬品(全身 型若年性特発性関節炎、成人発症ス チル病)	16
9	サークリサ皮下注1400mg	1,400mg10mL1瓶	サノフィ株式会社	イサツキシマブ (遺伝子組換 え)	新投与経路医 薬品	270,495円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 革新的新薬薬価維持制度 費用対効果評価(H1)	注429	その他の腫瘍用薬(多発性骨髄腫)	18
10	ローブレッサ点眼液0.02%	0.02%1mL	参天製薬株式会社	ネタルスジルメ シル酸塩	新有効成分含 有医薬品	987.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 革新的新薬薬価維持制度	外131	眼科用剤(次の疾患で、他の緑内障治 療薬が効果不十分又は使用できない 場合:緑内障、高眼圧症)	20

	品目数	成分数
内用薬	10	7
注射薬	2	2
外用薬	1	1
計	13	10